

生活関連施設の設定

生活関連施設とは、高齢者や障がい者等が日常生活において利用する施設をいいます。札幌市バリアフリー基本構想では、バリアフリー法で定める特別特定建築物を基本とし、更に、多くの市民が利用する特別特定建築物以外の特定建築物も加えて、生活関連施設として設定しました。

生活関連施設の設定に当たっては、重点整備地区の中心となる旅客施設等から半径 500m 程度までを対象とし、一部の施設については、高齢者・障がい者等の利用頻度や用途を考慮し、旅客施設等から経路延長 1km 程度まで対象を拡大しています。

用語 特別特定建築物

多数の人が利用する施設として定められる“特定建築物”のうち「主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物」、「不特定多数の人が利用する特定建築物」及び「その他の特定建築物」であって、移動等円滑化が特に必要なものとして定められる建築物

《生活関連施設の設定》

| 施設分類 | 生活関連施設 | 対象範囲 |
|--------------|---|-------------------------|
| 教育施設 | ●特別支援学校 | 1 km |
| | ●公立小中学校等 | 500 m |
| 医療施設 | ●病院 (2,000m ² 以上) | 1 km |
| 娯楽施設 | ●劇場・観覧場・映画館・演芸場 (2,000 m ² 以上) | 500 m |
| 文化施設 | ●コミュニティセンター・地区センター・まちづくりセンター・その他の集会施設・図書館・美術館・博物館・郷土館・記念館 | 1 km |
| | ●観光施設 (上記に該当する施設以外) | 500 m |
| 商業施設 商店街 | ●スーパーマーケット (2,000 m ² 以上) | 1 km |
| | ●上記以外の商業施設 (2,000 m ² 以上) | 500 m |
| | ●商店街 (飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗を含む) | |
| 郵便局 | ●郵便局 | 500 m |
| 宿泊施設 | ●宿泊施設 (2,000 m ² 以上) | 500 m |
| 官公署 | ●市役所・区役所・保健所 ●税務署・道税事務所・市税事務所 ●警察署 ●ハローワーク ●年金事務所 ●区保育・子育て支援センター 等 | 1 km |
| 福祉施設 | ●札幌市老人福祉センター ●札幌市視聴覚障がい者情報センター ●札幌市身体障がい者福祉センター ●北海道障害者職業センター ●老人ホーム、福祉ホーム等 (2,000 m ² 以上) | 行政運営：1 km 上記以外：500 m |
| 運動施設 都市公園 | ●市立体育館 ●競技場・野球場・プール ●都市公園 (総合公園・運動公園・特殊公園) | 1 km |
| 避難所 | ●指定避難所 | 500 m |
| 旅客施設 | ●乗降客数 3,000 人/日以上 of 鉄道駅 (地下鉄、JR) | 1 km |
| | ●路面電車停留場 ●鉄道駅に近接するバスターミナル | |
| | ●上記で挙げた生活関連施設の最寄りのバス停留場 | — |
| 駐車場 | ●単独で立体自走または地下自走の届出路外駐車場 (おむね 100 台以上) | 500 m |



- 福祉のまちづくり条例では、整備基準に適合したうえ、整備基準で適用除外としている事項についても整備された施設に「表示板 (左の写真)」を交付することを定めています。
- これらの施設は対象範囲を経路延長 1 km まで拡大しました。

生活関連経路の設定

生活関連施設の配置を踏まえ、以下の考え方にに基づき生活関連経路を設定しました。

考え方1 生活関連経路の設定の考え方

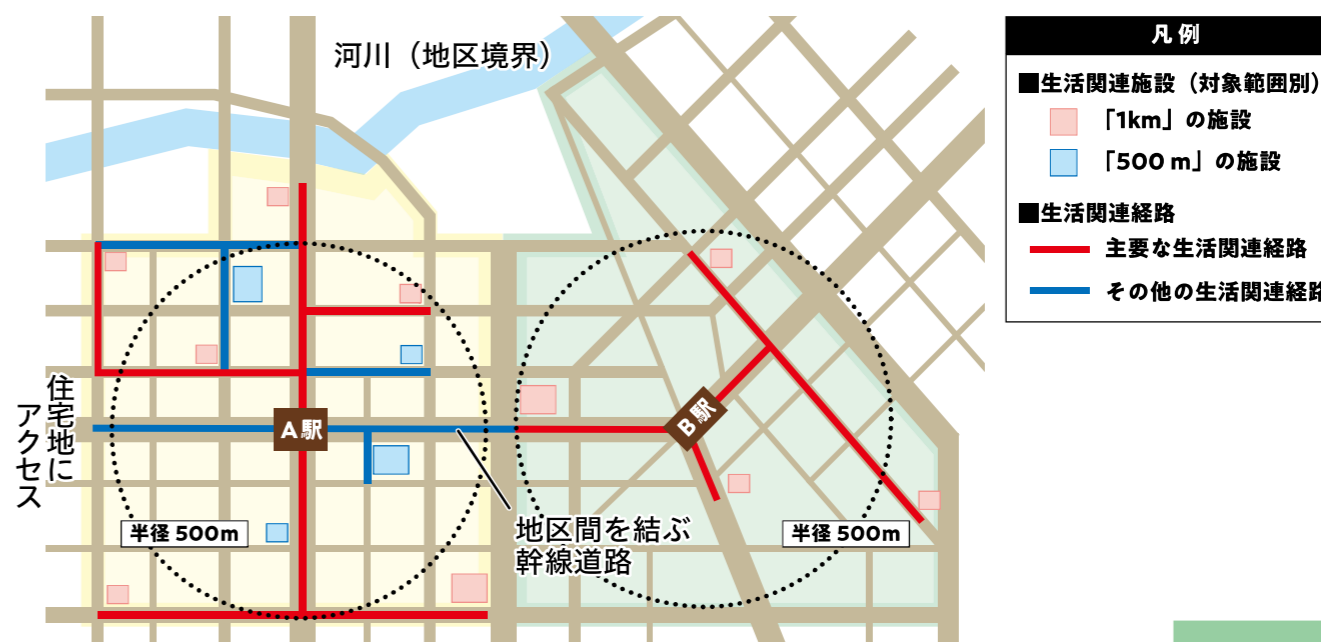
- 1 生活関連施設間を結ぶ路線を生活関連経路に設定
- 2 加えて、歩行空間ネットワークのさらなる充実を目的として、『住宅地などから駅などの旅客施設へアクセスする道路』『隣接する重点整備地区の間を結ぶ幹線道路』のうち、令和 2 年度時点の歩行者 12 時間交通量が、概ね 500 人以上の道路を生活関連経路として設定
- 3 路面電車沿線地区では、上記①②に加え以下の考え方で生活関連経路を設定
 - ・各路面電車停留場を起点として生活関連施設への経路を設定
 - ・路面電車の運行経路を生活関連経路として設定

考え方2 生活関連経路の種別

- 1 生活関連施設のうち対象範囲を「1km」とした施設に接続する経路は「主要な生活関連経路」、対象範囲を「500m」とした施設に接続する経路は「その他の生活関連経路」とする
- 2 考え方1の②で設定した経路は「その他の生活関連経路」とする
- 3 考え方1の③で設定した路面電車の運行経路は「主要な生活関連経路」とする

考え方3 生活関連経路の選択条件

- 1 生活関連経路として位置付ける道路は冬期の除雪を考慮し、原則として有効幅員が 2m 以上の歩道、自転車歩行者道を有する道路区間などとする
- 2 また、歩道等の有効幅員が 2m 未満であっても、狭幅員道路や非優先道路における対応の見込みがある道路は選択対象とする



《生活関連経路の設定イメージ》

以上の考え方にに基づき、重点整備地区内において生活関連経路を設定した結果、前回から約 62km 増え、総延長は約 325km となりました

